

事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	交通安全施設等整備事業（自転車道設置）																																	
地区名	一般県道武豊大府自転車道線																																	
事業箇所	知多郡阿久比町植大始め																																	
事業のあらまし	本路線は武豊町を起点とし、知多半島を縦断し大府市とを結ぶ自転車歩行者専用道である。「健康と長寿」の国際拠点となるあいち健康の森を始め、地域に点在する名所・旧跡や公園、文化施設などのネットワーク形成の視点からルートを選定し、事業を行っている。 本箇所は県道阿久比半田線から県道名古屋半田線を結ぶルートであり、矢勝川と阿久比川の堤防を利用し、水辺の自然環境を楽しむ自転車道を整備するもの。																																	
事業目標	【達成（主要）目標】 自転車道を整備する。 【副次目標】 （必要に応じて記載する） なし																																	
事業費	事業費		内訳																															
	1.7億円		■工事費1.5億円、□用補費0.0億円、■その他0.2億円																															
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成28年度																												
事業内容	自転車道設置 L=1,700m w=4.0m																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	歩行者・自転車が安全で安心して通行できるルート整備が必要。																																
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 歩行者・自転車が安全で安心して通行できるルート整備																															
②事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・自転車道設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">1.7</td> </tr> </tbody> </table> ※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。							H25	H26	H27	H28	工種区分	調査・設計	←	→			工事	←			→	・自転車道設置工					事業費（億円）		1.7			
			H25	H26	H27	H28																												
工種区分	調査・設計	←	→																															
	工事	←			→																													
	・自転車道設置工																																	
事業費（億円）		1.7																																
2) 地元の合意形成	地元からは整備要望が強く、地元の合意形成は容易になされる。																																	
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 無理のない資金計画となっている。 地元の合意形成も容易である。																																
III 対応方針																																		
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																	

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

利用状況、アンケートなどによる満足度評価